

令和7年国勢調査員募集要項

一般

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法という法律に基づいて、5年に一度実施されます。国勢調査の結果は福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせない様々な施策の計画策定などに利用されます。

枚方市では、約18万世帯、約40万人が本調査の対象となり、およそ1,000人の国勢調査員（以下、単に「調査員」と記す）が必要となるため、次のとおり調査員を募集します。

◆応募要件

- ①責任を持って調査に専念できる20歳以上の人であること。
- ②秘密の保護に関し信頼のおける人であること。
- ③警察及び選挙に直接関係しない人であること。
- ④暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない人であること。

◆応募方法

応募者本人が直接、国勢調査枚方市実施本部（第3分館（旧市民会館）2階 枚方市岡東町8-33）へお越しください。

その際、顔写真（縦3cm×横2.4cm）を持ってきましたください。

※写真の裏面に名前をフルネームで記入してください。

◆応募期間

令和7年5月12日（月）～令和7年6月30日（月）の午前9時30分～午後5時。

（※土日祝を除く）（随時受付）

◆報酬（報酬支払は12月末予定）

国の基準に基づき支給。

1調査区（50～80世帯数）約5万2,000円、2調査区 約9万8,000円

◆身分

調査員は、総務大臣から「非常勤の国家公務員」として任命されます。

※留意事項 次のような場合には、調査員を解任されることがあります。

- ①調査員としての職務を怠っていると認められるとき。
- ②調査員としての職務義務に違反していると認められるとき。
- ③調査員として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。
- ④調査員が病気、転居その他の事由により国勢調査事務の継続が難しいと認められるとき。

◆災害の補償

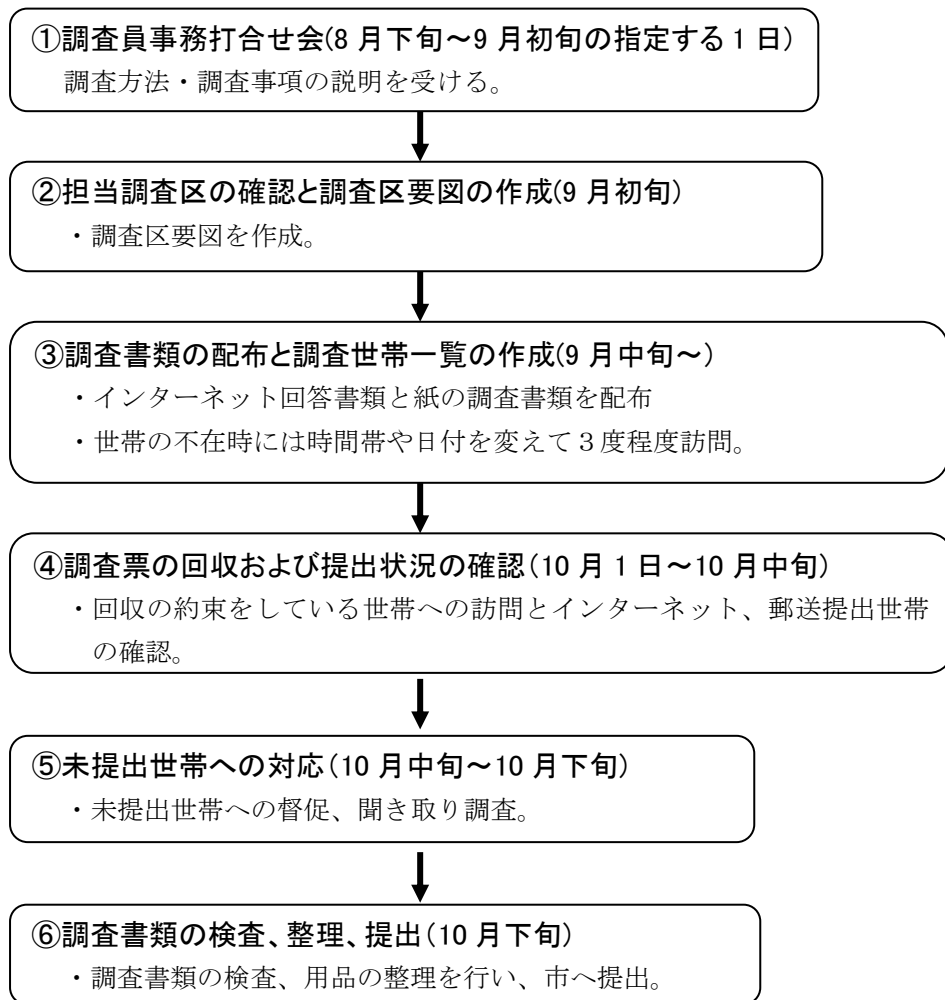
調査員が、調査活動中（調査区域の行き帰りも含む）に万一事故（交通事故、自転車の転倒、犬にかまれる、階段での転倒等）にあった場合は国家公務員災害補償制度が適用されます。

◆国勢調査の回答方法について

前回（令和2年国勢調査）と同様にスマートフォンなどによるインターネット回答と紙による郵送、調査員による回収が可能。

⇒インターネットで回答された世帯には回収に行きません。あらかじめ回収の約束をしている世帯および期限までにインターネット、郵送提出のなかった世帯に調査票の回収にいきます。

調査員業務の主な流れ(※変更になる場合があります)



お問い合わせ先：令和7年国勢調査枚方市実施本部事務局

〒573-0032 枚方市岡東町8-33（第3分館2階）

電話：072-841-1324 FAX：072-841-3039

※お掛け間違いのないようご注意ください。